

開会 平成21年9月4日  
 閉会 平成21年9月10日  
 開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（9月10日）

出席議員 8名  
 1番 久慈省悟 君 2番 藤田修 君  
 3番 久木村 君 4番 山本 君  
 5番 青木 君 6番 松久 君  
 7番 坂本 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名  
 村長 古川正隆 君  
 教育長 八戸良幸 君  
 会計管理者 木村春美 君  
 総務課長 佐々木京太郎 君  
 住民生活課長 八戸純一 君  
 産業振興課長 青川昭信 君  
 教育課長 青木武井 君  
 代表監査委員 昭夫 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名  
 事務局長 太田信雄 君  
 議会事務局主幹 中川悟 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名  
 6番 松本淳司 君  
 7番 坂本豊 君

議事日程（第3号）

- 第1 議案第50号 平成20年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第2 議案第51号 平成20年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第3 議案第52号 平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第4 議案第53号 平成20年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第5 議案第54号 平成20年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第6 議案第55号 平成20年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第7 議案第56号 平成20年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第8 議案第57号 平成20年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第9 議案第63号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案
- 第10 議案第64号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案
- 第11 議案第65号 平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第12 議案第66号 平成21年度蓬田村老人保健特別会計補正予算（第1号）案
- 第13 議案第67号 平成21年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案
- 第14 議案第68号 平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第15 議案第69号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第16 発議第1号 肺炎球菌ワクチン接種への公費助成に関する意見書（案）
- 第17 発議第2号 小児のヒブワクチン接種への公費助成に関する意見書（案）
- 第18 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時45分 開会

○議長（久慈隆一君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

- 日程第1 議案第50号 平成20年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求  
めるの件
- 日程第2 議案第51号 平成20年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入  
歳出決算認定を求めるの件
- 日程第3 議案第52号 平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出  
決算認定を求めるの件
- 日程第4 議案第53号 平成20年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算  
認定を求めるの件
- 日程第5 議案第54号 平成20年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出  
決算認定を求めるの件
- 日程第6 議案第55号 平成20年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算  
認定を求めるの件
- 日程第7 議案第56号 平成20年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出  
決算認定を求めるの件
- 日程第8 議案第57号 平成20年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳  
出決算認定を求めるの件

○議長（久慈隆一君） 日程第1、議案第50号平成20年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件から日程第8、議案第57号平成20年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件までの8案を一括議題とします。

この8案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会に付託して審査されましたので、その結果について委員長より報告を求めます。委員長。

○決算特別委員長（松本淳司君） 決算特別委員会の審査の結果について報告します。

去る9月4日、平成21年第3回定例会の初日に託された議案第50号から議案第57号までの平成20年度各会計決算8案について、9月4日、8日の二日間にわたり審査したところ、採決の結果、平成20年度蓬田村一般会計歳入歳出決算ほか7案は、多数をもって認定すべきものと決しましたことを報告いたします。

○議長（久慈隆一君） これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第50号平成20年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第51号平成20年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第52号平成20年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第53号平成20年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第54号平成20年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第55号平成20年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(久慈隆一君) 起立全員です。よって、議案第56号平成20年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(久慈隆一君) 起立多数です。よって、議案第57号平成20年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

## — 日程第9 議案第63号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算(第7号)案

○議長(久慈隆一君) 日程第9、議案第63号平成21年度蓬田村一般会計補正予算(第7号)案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(佐々木京太郎君) 議案第63号平成21年度蓬田村一般会計補正予算(第7号)を説明いたします。

最初に、総務課関係の主なものです。

6ページをお願いいたします。

歳入、一番上です。地方交付税。普通交付税 1,680万円を計上しております。

それから、8ページをお願いいたします。歳出でございます。真ん中。総務費、総務費、村税納税貯蓄組合事務費補助金として10万円を計上しております。これは、組合の抱える問題点とか活性化方策等の研修会に充てるためです。

それから、12ページをお願いいたします。

消防費でございます。非常備消防費として、警報機の助成金 115万 2,000円を計上しております。これは、住宅用火災警報機の設置に1世帯当たり 1,000円を助成するものです。全世帯 1,152が対象となります。

総務課関係は以上です。

○議長(久慈隆一君) 次に、産業振興課長。

○産業振興課長(川・清春君) それでは、産業振興課関係の主な補正内容についてご説明いたします。

11ページをお開きください。

3段目ですけれども、7款1項1目商工業振興費19負担金補助及び交付金ということで蓬田村商工会補助金50万円。これは、経済の悪化により消費者の低価格指向が強まり、商工業者は非常に厳しい状況にあります。この商工業者の負担軽減を図るために50万円を追加で補助するものであります。

次に、その下の8款2項1目道路橋りょう費15工事請負費 100万円。これは、村道維持管理工事費 100万円ですが、道路や側溝の維持管理経費が不足したため補正するものであります。

以上で産業振興課の補正内容の説明を終わります。

○議長(久慈隆一君) 次に、教育課長。

○教育課長(青木昭信君) 12ページをお開きください。

中段、10款1項2目事務局費、消耗品費6万 8,000円。これは、今の新型インフルエンザ対策用の消耗品でございまして、今回購入するものは、まずマスク約 800枚、それから消毒薬が20本。それで、これ以外に事前に配布しているものとして、小学校の1、2、3年生の低学年用のマスクとして 300枚。それから、高学年用、4、5、6年生、150枚。中学校1、2、3年生、150枚。それから、各学校に使い捨ての手袋 100枚ずつを配布しております。また、それ以外にも消毒薬を各教室、または保健室等各1本ずつ等を配布しております。ただ、うがい薬はまだ確保できていませんので、配布はちょっとまだ遅れておりますが、確保次第各学校等に配布したいと、そのように考えております。

それから、その下の10款2項2目教育振興費でございます。143万 8,000円を計上してありますが、主なものは備品購入費として、特別支援学校用備品購入費18万 3,000円。これは、教材備品でございます。その下の理科教育整備購入品費99万 8,000円。これは国の経済対策として理科教育を充実させると。そのための理科の教育備品でございます。

次のページをお開きください。一番最後でございます。

真ん中、10款6項玉松台スポーツガーデン管理費、修繕料。玉松台は野球場等がありますが、その中の看板等の字がもう消えて見づらくなっていると。今回新しく書き直すため8万 4,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長(久慈隆一君) 次に、住民生活課長。

○住民生活課長(八戸純一君) 住民生活課関係の予算計上の分につきまして、主なものをご説明いたします。

6ページをお開きください。

歳入でございます。13款国庫支出金1目民生費国庫補助金4節の中に子育て応援特別手当交付金 208万 8,000円を計上してございます。これにつきましては、小学校に入学する前の3歳、4歳、5歳の子供を対象にして、1人当たり3万 6,000円を給付するものでございます。これは、全額国で負担するものでございます。したがって、歳出の方にもこれに相当する 208万 8,000円を計上してございます。ちなみに本村の給付対象者は58名でございます。

次に、9ページをお開きください。

歳出でございます。3款民生費1項社会福祉費19節負担金補助及び交付金として、蓬田村社会福祉協議会補助金ということで50万円計上してございます。これにつきましては、

社会福祉協議会で実施しております事業、具体的には村民ふれあい芸能発表会及び社会福祉大会、さらに東郡社会福祉大会等に要する経費の助成でございます。また、社会福祉協議会で所有しておりますワゴン車のタイヤ購入経費もこの中に入っております。

次に、10ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費7目健康増進事業費として、19節の中に65歳以上のインフルエンザ予防接種助成金40万円を計上してございますけれども、これにつきましては1人当たり1回インフルエンザの予防接種を全額助成するために、その分必要な経費を計上してございます。昨年までは2,000円でございますけれども、今年度からは全額助成ということで3,000円に相当する額を計上してございます。ちなみに、対象見込み者数としては400人を見込んでございます。

それから、その次でございますけれども、9目ふれあいセンター費として、19節蓬田村ふれあいセンター燃料費等助成金として882万円を計上してございます。これの内訳は、重油代の補てんとして382万9,350円、さらに運営費として499万650円を計上してございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。

2番藤田修一君。

○2番（藤田修一君） まず、9ページの社会福祉協議会の助成金及び11ページの商工会への助成金、それぞれ50万円計上してございますけれども、補助金の補正予算での計上というのはどういうものかなというふうな感じがします。新年度予算であれば、足りないので補助金を増額するというふうなことはありますけれども、補正予算で増額というのは、先ほどそれぞれの課長からも申し述べたようですけれども、詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） この関係は私の方から。これは商工会あるいは社会福祉協議会、それから先ほど私の方からも述べた納税貯蓄組合、それぞれに二、三件の方から補助金の変更申請ということで、必ずこれは補助金ですので補助金審議委員会、これにかけて当初予算に計上すると。そして、途中、何といいますが、過不足みたいなものがあれば変更申請して、再度上げてもらって、さらにそれをまた補助金審議委員会にかけて、そして補正予算に上げると、こういう段階を踏んでおります。それで、村の規則ですか、条例ですか、その中にも変更申請の届出もできると、そういう要綱的なものもありますので、それに沿って上げてもらっております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 次に、住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 社会福祉協議会に対する補助金につきましては、運営費として当初予算で400万円を計上してございます。加えてですね、今回補正しましたのは、先ほどもご説明いたしましたように、急遽自動車のタイヤ購入並びにふれあい芸能発表会、さらには村の社会福祉大会等に要する経費として必要であるということでございますので、助成するものでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、それぞれというか、総務課長及び住民生活課長より説明を受けたわけですが、特別新しく事業を——芸能発表会にしてもことし初めてやるわけではない、去年もおととしもやっているわけですね。それで、別に目新しいことはなくして補助金の増額をお願いするというのは、当初の計画に問題があったのか、それとも後で補正をつけるから当初予算では組めなかったのかわかりませんが、非常に問題があると。

昨年、私が交通安全協会の補助金を途中で上げてくださいと言ったら、当初予算でなければ組めない、補助金審議委員会も12月の当初予算を組むための審議会ですので開けないというふうな説明で却下された経緯があるわけですね。今回は別なのか。昨年は交通安全協会の場合は、収入面で地区からの交付金というのが全然来なくなってしまって事業が運営できないと、そういうことでもだめだったわけですね。ことしは別に目新しい何かをやったということではなくして50万円とかそういうふうな増額をしているわけで、非常に納得がいかない。もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） それでは、私の方から商工会の関係で補助金が増額になったということで、現実に不況で物が余り売れないということで、商工業者はかなり厳しいものがあります。それで商工会の方から陳情に來まして、何とか自分たちの負担の軽減をお願いしたいということでありまして、村として新たに、当初では62万6,000円をみていますけれども、50万円を追加補助して商工業者の負担の軽減を図るものであります。これは一応単年度限り、今年度限りと考えております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 総務課の方の蓬田村納税貯蓄組合の関係でございます。これについては、先ほども予算の中で述べたんですけれども、組合の抱える問題点や活性化方策等、これらについて貯蓄組合員、役員ともども一堂に会して意見交換して、皆さんそれぞれの苦労とかいろいろな参考意見とか、それらで活性化を図っていききたい、こういう形でございます。

それから、この貯蓄組合、今まで余り補助金を、何といいますが、減額されたりして、内部的には繰越金ですか、それらで幾らかしのいできたんですけれども、それらの資金も底もついてきて、こういう現状もあるということを知っております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 次に、住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 今回、助成いたします50万円の内訳は、民生委員児童委員協議会活動費が8万円。それから、所有しておりますワゴン車の夏タイヤ購入費が7万7,000円、冬用タイヤ10万1,000円。それから、ホームヘルパーの人たちが使用する軽ワゴン車の導入を予定しているということで、その冬用のタイヤ2万4,000円。それから、第3回村民ふれあい芸能発表会が10万円。それから、第59回東津軽郡社会福祉大会の経費が4万円。最後に、第27回蓬田村社会福祉大会の経費7万8,000円というふうな50万円の内訳は以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番(藤田修一君) 先ほども申し上げており、今聞いても全く目新しいものがないと。車の冬タイヤを買ったり、そういうのは急に発生するわけではなくて、消耗品ですので前からわかっている話でございます。納税組合についても全く今までどおりやっている事業そのままでございますので、私はこの補助金ということには納得できません。補助金の増額の話は納得できません。

○議長(久慈隆一君) ほかに質疑ありませんか。7番坂本 豊君。

○7番(坂本 豊君) 10ページをお願いします。

ふれあいセンター費でありますけれども、今回882万円、燃料費の助成金というふうにあるわけですね。昨年も同様に燃料の高騰と、あとは運営費が足りないということで200万円ほどの助成をした経緯があるわけですが、今回もまたこのように多額の運営費が計上されたわけです。このことは事前に説明がなかったわけですが、ふれあいセンターの運営には指定管理者制度を行ったわけですね。その際には、資金が足りなくなったり、赤字になったときは役場が助成しますとか、そういうことは一切なかったわけですね。今回こういうふうにもまた昨年に続き運営費を助成するということは、指定管理者制度の制度においては、私はなじまないことだと思うわけですね。このことについてはどのようにお考えになっているのか、お聞きいたします。

○議長(久慈隆一君) 住民生活課長。

○住民生活課長(八戸純一君) 指定管理者制度の目的は、一つには経費の節減、一つには雇用の場の確保等が考えられます。しかしながらですね、指定管理者制度に出しましては、どうしても指定管理者制度で受託を受けた方で解決できない経費等につきましては、その分をですね、それに相当する分を委託する側で交付する場合もあるわけでございます。したがって、今回は昨年に引き続きまして重油の補てんと入浴客の減少に伴う運営費の補てんということで、先ほどご説明いたしましたとおり882万円を計上しているところでございます。何とぞご理解のほどをよろしくお願いたします。

○議長(久慈隆一君) 坂本 豊君。

○7番(坂本 豊君) 指定管理者制度に、アシストだけではなくて蓬田グリーン開発等も応募したわけですね。その選考をしたときに、役場側では現在のアシストを選んだわけですね。その選考をするに当たって、今答弁したように、どうしても運営費が赤字になった場合は補てんするという条件等はつけていなかったはずですね。もし仮にこれがほかの会社、蓬田グリーン開発ですか、そこがもし受けた場合においても、実際受けてやってみたところ、どうしても客が入らないで赤字が続く、温泉を閉鎖することはできないので、何とか役場に運営費を出してくれないかと頼まれた場合においても、このように400万円とか800万円とかそういうのを無条件で出すことをするんですか。そのことについてもう一度お伺いいたします。

○議長(久慈隆一君) 住民生活課長。

○住民生活課長(八戸純一君) よもぎ温泉を指定管理者制度に移行させましたのは、平成18年4月1日からでございます。その際ですね、「重油の単価が高騰した際は補てんします」ということで覚書は交わしてございます。しかしながら、運営費につきましては、私が理解するところでは交わしたのではないかというふうに考えております。しかしながら、実際指定管理者制度に乗せて運営している途中で、やはり先ほども言いましたように受託者だけの努力だけではクリアできない、解決できない経費等が生じた場合は、やはり双方協議していく場合もあるというふうに考えてございます。いずれにしても蓬田アシスト(株)の方も入浴客の減少に歯止めをかけるために様々なイベントを展開しているわけですが、これをやれば確実に収入に結びつくというふうなイベントはなかなか出てこない状況にありますので、いずれにしてもとにかく前向きにさまざまなイベントを展開していますけれども、これからさらさらそれを努めていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長(久慈隆一君) 坂本 豊君。

○7番(坂本 豊君) 最後の質問になるわけで、2点についてお伺いいたします。

まず、この助成金というのは、ふれあいセンターを維持するのが目的なのか。それで、今もし、ふれあいセンターが閉鎖になった場合においては、アシストの職員、この雇用を守るのが目的の助成なのかということですね。これが1点です。

あと、もし雇用を守るのが目的なのであれば、私は前からこの指定管理者制度に反対をいたしました。直営でやるべきではないんですか。直営でやれば、雇用を守ることにしても役場が助成するというのもできるとも思っていますよ。指定管理者制度を導入しておきながら、こういうふうにと無秩序に取り決めもしていないのに、役場が会社に対してこういうふうに出すというのことは、私は間違っていると思うわけですね。ですから、先ほど言ったように、アシストだから助成金を出しているんだと思います。ほかの会社だということに助成金を私は出さない、そういうふうにするわけですね。その辺をもう一度答弁をお願いいたします。

○議長(久慈隆一君) 住民生活課長。

○住民生活課長(八戸純一君) 一つには、よもぎ温泉につきましては、住民から強い要望もありましてつくったいきさつもありますし、現在の利用状況につきましても毎週、障害者の訓練教室、それから老人クラブの交流会等に使用してございます。さらに、先ほど坂本議員の方からもありましたように、雇用の場の確保、それもでございます。

○議長(久慈隆一君) 直営にすべきという質問もあるわけですが。住民生活課長。

○住民生活課長(八戸純一君) 直営につきましては、具体的に現在検討しているところまでは至っておりませんが、いずれにしても重油の補てん分の経費が下がったのに対して入浴客の減少に伴う運営費の補てん分の方がふえてきている状況がありますので、この辺をもっと詳しく調べて、よもぎたアシスト株式会社の方とも協議をして、一番望ましい形、具体的には指定管理者制度のままでいいのか、それとも役場直営で運営していくべきなのか、その辺も検討していく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長(久慈隆一君) ほかに質疑ありませんか。4番山館清剛君。

○4番(山館清剛君) 13ページの10款スポーツガーデンの野球場の看板の件についてお伺いいたします。

以前、2年前ぐらいですか、総務課長が教育課長のとき、私がこのことで質問した経緯がございます。その時点で、玉松の野球場の看板が全然見えていないということも指摘しておりました。それから、バイパスから下がってきますと入る場所にも全然案内板がありません。このことについても指摘しておきました。お願いしてはあるんです。したがって、ことしも県下の大きい野球の大会が蓬田の野球場でも開催されましたね。新聞にもちゃんと玉松野球場ということで出ていましたので、やはりその辺の整備はするべきだと私は思います。したがって、この野球場の看板、この予算は野球場の看板だけですか。

その2年前にですね、私が質問したとき、玉松台上の案内板も全くないわけです。その当時の答弁だと、玉松台上に行く道路は遊歩道ということになっていましてけれども、今の旧森林軌道の跡地を、ちゃんと役場の土地でございまして、あの道路を利用しますと玉松台上の正面へ真っ直ぐ行けるんです。やはり一緒にその整備もすべきだと思いますけれども、いかがなものでしょう。案内板もですね、やはり蓬田村章のあれでも、今、この議場にもあるわけですが、蓬田のシンボルマークはあそこ玉松の台上玉松をメーロンにしていますので、やはり玉松台をもう少し蓬田として、蓬田のシンボルとしていってほしい。そのためにはやはり台上の整備、それから途中の道路、環境をやはり整えてほしい。そのためには、その案内板もつくっていただきたい。道路も整備していただきたい。この辺についてご答弁願います。

○議長（久慈隆一君） 教育課長。

○教育課長（青木昭信君） 今のご質問にありました件につきましてお答えします。

まず、入り口ですね。入り口には以前にもあったように伺っていますが、今回大体、そうですね、高さが大体2メートル30センチぐらい、幅は大体60センチぐらいの看板で「玉松野球場」と、そういうふうに入り口のところに設置したいと、まずそれが1点でございまして。それから、後は野球場の中にあります、例えば多目的広場とか、テニスコートとか、ゲートボールとか、トイレとか、それらのものが一応書き直して、矢印で表示したいと。それから、駐輪場とか、それらのものでもまず設置したいと、そういうふうにご答弁願います。

それで、ご指摘の玉松台上の案内板についても前向きに善処したいと、そういうふうにご答弁願います。

○議長（久慈隆一君） 山館清剛君。

○4番（山館清剛君） 蓬田の観光のメインでもあるし、蓬田村の聖地ということにもなっていますので、やはり大事にしていきたいと。その関係からやはり整備はぜひ手まめに行っていただきたいと注文いたします。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。

3番木村 修君。

○3番（木村 修君） 10ページをお願いします。

4款7目19節、インフルエンザの助成金ですけれども、先ほどの説明で、ことしから1回分3,000円全額補助するというふうにあったわけですが、1回で済ませている人はいいんですけども、1回で済ませている人と2回回っている人が、高齢者の方の話を聞けばかなり食い違いがあります。1回と2回、なぜ、どう違うのか、もしわかれば、わかる範囲でご説明いただきたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 確かにですね、2回予防接種をしている方もございます。しかしですね、本当は2回とも助成できればいいんでしょうけれども、通常は1回すれば十分であるというふうには私も専門家でもないと言えないんですけども、ただ予算の関係もあって、ほとんどの方が1回やっている方が多いので、ということで1回分について全額を助成するというようにいたしました。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。

6番松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 12ページの消防費の関係で、火災警報機の助成金ですけれども、これは1,152件×1,000円ということで決めたそうですけれども、これは村内全世帯ということで解釈してよろしいですか。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） はい、村内全世帯です。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○5番（松本淳司君） 以前、火災警報機のことでお尋ねした段階では、生活保護世帯には無料で取り付けしている。そして、村営住宅に関しては村側で設置しているということをお伺ったわけで、ですから、対象が全世帯ということにはならないかと思うんですけども。

もう1点は、消防団で調査した段階では約80%。これでいくと取り付けしたものに対しての助成となれば100%ということが当然根底にあるかと思うわけですが、その100%取り付けしたということをお調査しているのか。それから、村営住宅なり生活保護世帯を除いた数なのか。

それから、もう1点は、以前質問した時点では、1台目に1,000円、2台目から500円の助成等も考えるということであったわけですが、1台というか、1世帯につき1,000円ということで結論をみたのか、その3点をお答え願います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） お答えいたします。

今のご質問にあったとおり生活保護というか、その住宅、取り付け分、その辺は控除していません。私もこれからまたいろいろ中身を、今の意見も踏まえて精査してみたいと思っております。

それで、消防の方ではご指摘のとおり約78.6%ですか、全世帯の。これが調査世帯数ですけれども、世帯数にして約706世帯。全世帯の61.3%と、こういうふうになっております。そして、警報機の設置済の世帯数が597世帯。全世帯に対する、先ほども述べました1,152世帯に対して597世帯がもう設置済になっているわけです。残りの555世帯、これらについて今後助成するという、こういう計画でございましたけれども、先ほどのそれらの生活保護、そういうものに対しては控除をして精査をみたい、こういう形です。

それから、これは消防の団長とも協議したんですけれども、ちなみにこの調査とか、そのものに対して各分団にお願いしたいと、こういう申し入れもしたところ、それは協力できるでしょうということでも理解いただいております。それに対して団長とも話をしたんですけれども、うちの方の事務方とも話をしまして、これは1世帯に1個つけるところもあれば2個つけるところもある。まあ、3個、4個とありますが、1個ずつつけばもう把握が大変困難になるし、手間もかかる。そういうことをいろいろ討議した結果、1世帯に1,000円の助成、こういうことで結論をみたということでございます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 火災警報機が火災による死亡事故を未然に防ぐということで大変大切な器具でありますし、消防団、行政としても当然各家庭に1個ということで普及活動をしてきたわけですが、残念ながら今のご説明では78.6%、世帯数にしてもそれら保護世帯住宅を控除すると597世帯ということになります。

最初の説明では、設置したのに対して、器具に対しての助成ということでの説明であって、それが当然のことと理解してきたわけですが、それが全世帯に1,000円ということでも、何か調査した数字をもって公平に設置した人に対して奨励するという行動ではなくして、設置していない家庭にも1,000円、5個設置した家庭にも1,000円。まるで不公平な感じがするわけですが、こういう補正予算の計上というのはいかがなものなのか、もう一度見解をお伺いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 消防の方でも全世帯というか、それは回り切れないとかこういうふうな状況もありました。これも我々としても火災はこれは守る、人命とかそれが尊重されますので。ですから、全世帯を対象と、こういうことではございます。既に設置済のこの597世帯、これらについては払えるものと思っております。残りの

555世帯、これについては各分団の協力を得て、できれば年内にもまとめて、年明けにも振り込んでいきたいなとこう思っております。先ほども言いました既に設置された家庭については、何回かに分けてこれから予算成立次第払い込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。

松本淳司君。

○6番（松本淳司君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します

午前10時33分 休憩

— 午前10時54分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。2番藤田修一君。

○2番（藤田修一君） この補正予算には、反対します。

補助金の関係でどうも不明朗だと。何かばらまきに聞こえてしょうがありません。よって、私はこの補正予算には反対します。

○議長（久慈隆一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立4人）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

— 日程第10 議案第64号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案

○議長（久慈隆一君） 日程第10、議案第64号平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（青木昭信君） 議案第64号平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

一番最後のページをお開きください。

歳出でございます。備品購入費でございます。今、給食センターで使っているプリンターが古くなってもう修理ができないと、そういうことで今回新しく購入するもので1万5,000円を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

— 日程第11 議案第65号 平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

○議長（久慈隆一君） 日程第11、議案第65号平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 6ページをお開きください。

歳出でございます。1款総務費1目一般管理費の中に、委託料として147万円を計上してございます。これにつきましては、医療保険と介護保険の自己負担額の軽減を図るために高額医療高額介護合算制度が設けられましたので、これに伴いましてコンピューターのシステムを改めるための委託料でございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

— 日程第12 議案第66号 平成21年度蓬田村老人保健特別会計補正予算

（第1号）案

○議長（久慈隆一君） 日程第12、議案第66号平成21年度蓬田村老人保健特別会計補正予算（第1号）案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 6ページをお開きください。

歳出でございます。3款諸支出金1目償還金の中に償還金として149万3,000円を計上してございます。これにつきましては、医療給付費についての補助金のもらい過ぎを国・県並びに社会保険診療報酬支払基金に返還するものでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

— 日程第13 議案第67号 平成21年度蓬田村介護保険特別会計補正予算

（第4号）

○議長（久慈隆一君） 日程第13、議案第67号平成21年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 6ページをお開きください。

歳出でございます。6款基金積立金1目介護給付費準備基金積立金の中に、介護給付費準備基金積立金として106万円を計上してございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

— 日程第14 議案第68号 平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

○議長（久慈隆一君） 日程第14、議案第68号平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 6ページをお開きください。

歳出でございます。1款総務費1目一般管理費の中に、備品購入として後期高齢者医療被保険者証用ラミネーター3万1,000円を計上してございます。ラミネーターにつきましては、被保険者証を破れたりしないようにカバーをつけて包むものでございます。これは、全額後期高齢者広域連合の方から事務費として支給になります。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）



○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

— 日程第15 議案第69号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（久慈隆一君） 日程第15、議案第69号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより内容の説明を求めます。村長。  
○村長（古川正隆君） 議案第69号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。蓬田村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

記  
東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田9番地1 大宮 美保子 昭和36年3月7日生  
提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員会委員の任命について同意を得るため提案するものであります。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 討論もないようですから、討論を終わります。

これより議案第69号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（久慈隆一君） ただいまの出席議員は7名です。投票に先立ち投票立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番久慈省悟君及び2番藤田修一君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（久慈隆一君） 念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により否とみなすことになっています。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（久慈隆一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票に移ります。それでは、職員の点呼に応じて順次投票願います。

（点呼・投票）

○議長（久慈隆一君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。1番久慈省悟君及び2番藤田修一君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（久慈隆一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 7票

賛成 5票

反対 2票

以上のとおり賛成が多数です。よって、議案第69号は原案に同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

— 日程第16 発議案第1号 肺炎球菌ワクチン接種への公費助成に関する意見書案

○議長（久慈隆一君） 日程第16、発議案第1号肺炎球菌ワクチン接種への公費助成に関する意見書案を議題とします。

提出者の松本淳司君より説明を求めます。

○6番（松本淳司君） 発議案第1号、肺炎球菌ワクチン接種への公費助成に関する意見書案についてご説明申し上げます。

肺炎は全死亡原因中で依然第4位を占めており、特に高齢者にとって肺炎は深刻な問題です。また、肺炎による死亡率は高齢になるほど増加する傾向が見られます。

肺炎の予防が可能なものとして、インフルエンザウイルスのワクチン並びに肺炎球菌ワクチンがあります。この両者は、呼吸器感染症の中ではワクチンによる予防が可能な数少ない病原体でもあります。

欧米ではこの両者に対するワクチン接種が強く奨励され、高齢者、慢性呼吸器疾患、糖尿病等のハイリスクグループに対する接種率を伸ばそうとする取り組みが国家レベルで行われています。この点で、先進諸国の中で日本のワクチン行政の遅れが指摘されています。

ワクチン接種の向上には、高齢者を中心とした接種希望者に対する公費助成等社会的援助体制が欠かせません。インフルエンザワクチンは高齢者に対し、2001年より公的助成がなされています。肺炎球菌ワクチンを追加することにより、さらに高齢者の肺炎による死亡、長期入院を減少させることになり、医療費を削減し、地域住民の健康福祉の向上につながるかと確信しております。

以上から高齢者の健康増進のため、下記のように要望いたします。

記

1. 高齢者への肺炎球菌による肺炎感染を予防するために、肺炎球菌予防接種に対して助成を行ってください。何とぞ慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げて、説明を終わらせていただきます。  
○議長（久慈隆一君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） ないようですから、討論を終わります。  
これより発議案第1号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立7名）  
○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

— 日程第17 発議案第2号 小児のヒブワクチン接種への公費助成に関する意見書案

- 議長（久慈隆一君） 日程第17、発議案第2号小児のヒブワクチン接種への公費助成に関する意見書案を議題とします。  
提出者の坂本 豊君より説明を求めます。  
○7番（坂本 豊君） 発議案第2号、小児のヒブワクチン接種への公費助成に関する意見書案についてご説明申し上げます。  
本県の平均寿命は、ご承知のとおり全国では下位に属しております。厚労省の資料では、特に本県男性の平均寿命が低く、ワースト30位に16市町村が名を連ねる状況です。平均寿命は、0歳児が平均して何年生きられるのかを表した統計値であり、平均寿命アップには、乳幼児期と高齢期の死亡要因を改善することが重要です。  
乳幼児期の死亡要因の一つに「細菌性髄膜炎」があげられています。「細菌性髄膜炎」

には、年間1,000人の子供たちが罹患し、そのうち約5%のとうとい命が奪われ、25%もの子供がその後遺症と向き合っています。その原因菌の60%がヒブで敗血症、急性咽頭蓋炎も引き起こすとされています。  
これらの感染症は、ワクチンで予防することができ、WHOでは乳幼児への定期接種を推奨し、既に多くの先進国で定期接種化がされ、子供たちを感染から守っています。  
世界からおくれること10年以上たつてようやく日本でも同ワクチンの接種がスタートしましたが、接種費用は1回7,000円前後で、計4回の接種が必要とされ、任意接種のため全額自己負担というのが現状のため、各地で助成が広がっています。  
子供たちの命や健康はお金にかえられません、若い子育て世代にとっては、大きな負担です。経済的な事情が子供たちの「命の格差」を生み出すことになりかねません。  
ワクチン接種により感染後の重症化も予防でき、「細菌性髄膜炎」による死亡、長期入院を減少させることになり、医療費を削減し、地域住民の健康福祉の向上につながると確信しております。費用対効果も各地で実証されております。  
このようなことから下記のとおり要望いたします。

記

1. 乳幼児期の「細菌性髄膜炎」感染症予防のためのヒブワクチン接種費用の助成を要望いたします。  
何とぞ、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。  
○議長（久慈隆一君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） ないようですから、討論を終わります。  
これより発議案第2号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立7名）  
○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

— 日程第18 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

- 議長（久慈隆一君） 日程第18、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題とします。  
次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」呼ぶ者あり）  
○議長（久慈隆一君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託することに決定いたしました。  
以上をもって議事日程の全部を終了しました。  
閉会するに当たり、村長よりあいさつをお願いします。  
○村長（古川正隆君） 今定例会に提案いたしました全議案について可決していただき、まことにありがとうございました。  
今後とも議員の皆様方には、ご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。  
○議長（久慈隆一君） これをもちまして、平成21年第3回蓬田村議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。  
午後11時19分 閉会

— 上記会議の経過は、事務局長太田信雄が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。  
平成21年 月 日

蓬田村議会議長

會議録署名議員

會議録署名議員

